**２０１４年（平成２６年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野名 | **Ⅱ-4(3)　健康で安心して暮らせる社会の構築（化学物質のリスク管理を推進するために）** | 施策No. | **２６** | 施策名 | **残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理（良好な地盤環境の確保）** |

|  |  |
| --- | --- |
| **目的、内容** | 化学物質による土壌汚染や地下水汚染を未然防止し、健康へのリスクを回避するため、・化学物質の適正管理について助言・指導・PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質について、事業者に対し廃棄物から環境への漏洩がないよう適正管理・処理を徹底指導・環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壌・地下水については、適正な管理・処理を推進 |
| **副次的効果、外部効果等** |  |
| **関係法令、行政計画等** | 府生活環境保全条例（化学物質適正管理、土壌汚染対策）、府化学物質適正管理指針ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（H16年3月策定、H28年度まで）ダイオキシン類対策特別措置法土壌汚染対策法、水質汚濁防止法（地下浸透防止） |
| **国等の政策、社会情勢等** | H28年7月までにPCB廃棄物の処理を完了することができない見通しであることから、PCB特措法による処理期間が平成39年度末まで延長（2012年12月）。今後、国においてＰＣＢ廃棄物処理基本計画を改訂する予定。2011年7月土壌汚染対策法施行規則改正：自然由来・埋立用材由来汚染土壌への対応等 |
| **施策実施に要したコスト**（職員人件費を除く） | 事業のコスト（千円） | 2011年度（決算額） | 2012年度（決算額） | 2013年度（決算見込額） |
| 環境目的の | 本施策が主たる目的であるもの | 53,868  | 9,354  | 1,054  |
| 事業費 | 本施策が従たる目的であるもの | 66,273  | 67,096  | 68,488  |
| 環境以外の目的を含む事業費 | 0 | 0 | 0 |
|  |
| **取組指標及び実績**（施策効果の定量評価） |  | 名称 | 把握方法 | 実績 |
| ① | PCB廃棄物の高圧機器等処理進捗率 | 府環境白書掲載データ | 78.9%（2013年度末）、73%（12年度末） |
| ② | ダイオキシン類排出量 | 同上 | 6g-TEQ（2011年度）、7g-TEQ（12年度）、6g-TEQ（13年度） |
|  |
| **工程表の進捗状況** | 工程名 | 進捗状況※ | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 |
|  | PCB廃棄物の適正処理（法に基づき、2016年7月までに全てのPCB廃棄物の処理） | ☆ | 「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づくPCB廃棄物の適正処理の推進 | 国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業（2012まで）：絶縁油のPCB測定費用の補助を実施 |
|  | ダイオキシン類対策（焼却施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正管理の徹底） | ☆☆ | ダイオキシン類対策事業（発生源対策） | 法に基づく規制基準等の遵守徹底を図るため、工場・事業場に対する立入検査、改善指導等を実施 |
|  | 汚染土壌等の適正な管理・処理（汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な処理等を促進） | ☆☆ | 土壌･地下水汚染対策の推進 | 法、条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導 |
|  | ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗 |
| **評価** |  | 評価 | 理由等 |
| 施策目的の達成状況 | － |  |
| 事業・工程の進捗状況 | 一部は計画以下の進捗 | PCB廃棄物の処理は国の処理期限延長の扱いもあり、計画の工程表以下の進捗PCB廃棄物の処理については、2014年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたため、2015年度から安定器等の処理がJESCO北九州事業所で始まるなど、PCB廃棄物の処理体制の見直しが行われている。 |
| **計画見直し又は改善事項** |  | 見直し・改善点の有無 | 見直し・改善点の内容等 |
| 目標 | 無 |  |
| 施策の方向・主な施策 | 有 | PCB廃棄物の取組みについて、国の動向を踏まえて見直しを検討 |
| 工程表 | 有 |
| その他の改善事項 | 無 |  |
| **関係課室** | 環境管理室 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **環境総合計画部会委員による点検（所見）** | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
| 点検評価の手続きについては、おおむね妥当。　ただし、本施策については本部会の評価の対象となるべきものかどうかさらなる検討がなされるべきと考える。 | おおむね妥当 | おおむね妥当 |